

## 賛助会員規程（平成 25 年 3 月 25 日規程第 18 号）

（目的）

**第 1 条** この規程は、公益財団法人労災保険情報センター（以下「センター」という。）の賛助会員について必要な事項を定めることを目的とする。

（賛助会員）

**第 2 条** センターの目的及び事業に賛同する法人、団体及び個人であって、センターの活動を賛助する者は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

（理事会への報告）

**第 3 条** 理事長は、新たに前条の賛助会員となった者について、理事会に報告しなければならない。

（入会手続）

**第 4 条** 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

（会費）

**第 5 条** 賛助会員は、入会するときに、入会金 10,000 円を納入しなければならない。

2 賛助会員は、年会費として一口につき 10,000 円を納入し、以後、毎年度ごとに年会費を納入しなければならない。

（会員の特典）

**第 6 条** 賛助会員は、次に掲げる特典を享受することができる。

- (1) センターの出版物の割引料金による購入
- (2) センターが出版する情報誌等の無償配付
- (3) センターが主催する研修会、セミナー等の割引料金による参加

（会費の用途）

**第 7 条** 第 5 条の入会金及び年会費は、毎事業年度における 50%以内を当該年度の公益目的事業に使用する。

（除名）

**第 8 条** 賛助会員が次に掲げる事項に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義にもとる行為をするなど、賛助会員として相応しくないと思われるとき。

(2) 正当な理由がなく、年会費を3年分以上滞納したとき。

2 賛助会員の除名が審議される理事会において、当該賛助会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

**第9条** 賛助会員は、いつでも退会通知をセンターに提出することにより、退会することができる。

2 退会の場合、既に納入した入会金及び年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

**第10条** この規程の改廃をしようとする場合は、理事会の承認を得なければならない。

(補則)

**第11条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。